

長野県環境審議会議事録

日時 平成28年3月17日(木)

午後1時30分～3時34分まで

場所 長野県庁 西庁舎301号会議室

司 会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境政策課企画幹の篠原長久でございます。よろしくお願いいたします。

それでは始めに、委員のご出席の状況でございますが、本日都合により、西澤孝枝委員、羽田健一郎委員、福江佑子委員及び柳平千代一委員の4名の委員から、ご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、本日お手元にお配りいたしました資料のご確認をお願いしたいと思います。

本日の会議資料は、会議次第と委員出席名簿の他に、事前に送付してあります資料1、2と5～7及び机の上に置いてあります差替えの3、4でございます。ご確認をお願いいたします。

なお、本日の審議会は、委員数18名に対しまして、出席者14名で過半数のご出席をいただいておりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これから審議に入らせていただきます。

本日の議題についてでございますが、審議事項といたしましては、「長野県廃棄物処理計画(第4期)の策定について」、「レッドリストの改訂に伴う指定希少野生動植物等の指定について」、「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」及び「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)の策定について」の答申案4件、報告事項として「平成27年度北陸新幹線鉄道騒音・振動測定結果について」、「長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想の策定について」及び「平成28年度環境部及び林務部の当初予算の概要について」の3件です。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長さんに議事の進行をお願いいたします。

平林議長

それでは、今日は、盛りだくさんです。予定もいろいろございますので、早速、始めさせていただきたいと思っております。まず、審

議に先立ちまして、本日の議事録署名員を指名させていただきたいと思っております。本日の議事録署名員は、小川朱実委員さんと織英子委員さん、よろしくお願い致します。

本日は重要案件として、4つの審議事項（答申案）がございます。時間に限りはありますが、これが最後のチャンスですので、忌憚のないご意見をどんどん出していただいで、より良いものにしていきたいと思っております。御協力のほど、どうぞよろしくお願い致します。

それでは審議事項（ア）の「長野県廃棄物処理計画（第4期）の策定について」の答申案でございます。

本案件につきましては、本年3月31日に計画期間が満了を迎える「長野県廃棄物処理計画（第3期）」の改定について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第3項の規定により、5月26日の審議会で諮問をいただき、その後、専門委員による「廃棄物専門委員会」を設置して調査・検討を行ってきていただいております。

本案件につきましては、11月17日の審議会で中間報告をいただきましたが、本日は、その後の専門委員会での検討結果について御報告をいただき、引き続き幹事からの説明を加えてさらに審議を行いたいと思っております。

それでは、まず始めに「廃棄物専門委員会」の委員長である、高木直樹さんに御出席をいただいておりますので、まず御報告をお願いいたします。よろしくお願い致します。

高木委員長

ただ今、御紹介いただきました廃棄物専門委員会の委員長を務めております高木でございます。よろしくお願い致します。今、会長からもお話ありましたように、昨年11月17日に、中間報告をさせていただいたところでございます。

本日は、廃棄物処理計画（第4期）案及び中間報告以降の専門委員会における審議の状況について、御説明をさせていただきます。

はじめに、第4期計画の概要について申し上げます。資料1-2をご覧ください。

左上の「計画の趣旨」ですが、この計画は、廃棄物処理法に基づく、平成28年度から32年度までの5か年の計画です。また、よく3Rといいますけれども、リデュース、リユース、リサイクルのこの3つのRについて、優先順位を意識した取組を進めるところにも特徴がございます。あわせて、循環型社会形成推進基本法の考え方を踏まえた計画としているところであります。

「現状と課題」につきましては、1人1日当たりの一般廃棄

物の排出量は、沖縄県に次いで第2位ではありますが、総排出量は近年、一般廃棄物においては横ばい、産業廃棄物においては増加傾向にあります。

第4期計画におきましては、現状の廃棄物の排出量の傾向を踏まえて、右上にありますように「『もったいない』を大切にしておみ減量日本一！～美しい信州を次世代へ～」を基本目標として、2Rを意識した取組により、廃棄物の総排出量の削減を進めることとしています。具体的には、下段の「取組」欄に記載の取組により、県民みんなで廃棄物の削減を進めていくこととしています。

「数値目標」については、本計画におきましては、2Rを意識した3Rの取組という考え方がございまして、県民みんなが廃棄物の削減を進めていくこととしていることから、目標項目を直接的な「総排出量」に絞ることとしています。

そして、最終処分量は、目標を達成していくための「取組指標」として、資料1-2の下段の「取組」欄の2つ目の枠の右下に記載のとおり、別に位置付ける整理をしております。

次に、資料1-1の1ページ目の「2 廃棄物専門委員会における検討経過」及び「3 スケジュール」をご覧ください。

11月17日に中間報告させていただきましたけれども、その後、12月17日に第5回の専門委員会を開催しました。

第5回の専門委員会では、目標値の検討を行うとともに、審議会の中間報告時にいただきました御意見、その後行いましたパブリックコメント、市町村への意見照会で寄せられた御意見に対する対応について検討したほか、計画案の全体を通して、答申案の審議を行いました。

2ページ、次のページを開いてください。審議会の中間報告時にいただきました御意見の対応について、まとめさせていただきました。

3ページには、パブリックコメントについて記載しています。パブリックコメントは11月18日から12月17日までの30日間実施しました。人数としてはお一人から、8件の御意見をいただいています。

4ページ及び5ページをご覧ください。

市町村の意見照会につきましては、11月18日から12月4日まで実施し、松本市から、12件の御意見が寄せられました。また、平成27年11月長野県議会定例会環境委員会においていただいた御意見もございました。

これらの御意見に対する対応につきましては、この後、幹事の資源循環推進課長から説明させていただきます。

中間報告以降に行われました12月の第5回廃棄物専門委員会に

において、これらの審議を行い、専門委員会として本計画案をまとめさせていただきました。私からの説明は以上です。

平林議長

はい、ありがとうございました。
引き続き幹事から説明をお願いいたします。

宮村資源循環推進課長

資源循環推進課長の宮村でございます。どうぞよろしくお願いたします。失礼ですが着座で説明させていただきます。それでは、私からは、いただきました御意見に対する対応等につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料1-1をめぐっていただいて、2ページのところがございます。説明に当たりまして、計画本文のページをひきながらお話をさせていただきたいと思っておりますので、資料1-3に計画案の本文をお付けしてございます。横に置いてお聞きいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、資料1-1の2ページ、当審議会に中間報告をさせていただいた際にいただいた御意見への対応、これを中心にお話をしたいと思います。

①として「畜産業による家畜排せつ物や生ごみによる発電などエネルギーと廃棄物を結びつけていくことについて、将来的なものとして計画に記載してはどうか、また、『バイオガス発電』により廃棄物の有効活用ができるという研究もあるので、計画に取り入れてほしい」という御意見をいただいたところでございます。

これにつきましては、計画本文1-3ですが、95ページに(5)として、廃棄物のエネルギー利用の推進という項目を新たに起こして書き加えました。

廃棄物の総排出量の削減を進めていくという計画の中で、徐々に利活用できる廃棄物は減少していくものと見込まれていますが、なお発生する廃棄物については有効活用が促進されるとともに、その一方でエネルギー利用というものを口実にした不適正処理が行われないようにという観点もあわせて記載をさせていただいたところでございます。

次に、また、資料1-1の方にお戻りいただきまして、②、③としまして、農地還元等について御意見をいただいたところでございます。

これらにつきましては計画案への追記、記述はしてございませんが、県の内部ですとか、JA中央会等の関係機関等との調整・意見交換をしていく場を設けて調整をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、④として、「ごみの分別について、ごみ処理の流れを明確化して、県民が分別の意味を感じることができるようにしてほし

い」という御意見をいただいたところでございます。

これにつきましては、計画本文の94ページ、先程ご覧いただいたページの前のページですが、こちらに「資源ごみの再資源化の流れ」のイメージ図を追加をさせていただいて、分別収集された資源ごみがどのように再生されていくのか、一般的な再資源化の流れについて記載をさせていただいたところでございます。

次に、⑤として、「トピックスを事例集としてまとめて、市町村に配付してはどうか。また、県民向けの啓発用の冊子を作成してはどうか。」という御意見につきましては、別途、取組事例集と計画の県民向けの概要版を作成することといたしました。これを広く活用してまいりたいと考えてございます。さらに、取組事例集につきましては、市町村に電子データを提供する中で、市町村においても有効に活用をしていただけるようにしてまいりたいと考えてございます。

次に、⑥として、「地域別の分類・分析について、これに対応する数値目標が可能であれば作ったらどうだろうか」という御意見をいただきました。地域別の分類・分析につきましては、地域の特色別に排出の状況を分析したものでございまして、この分類別に削減目標を設定するのは難しい状況と理解をしております。なお、地域別の分類・分析で用いたごみ排出量内訳と同じグラフを各市町村別に計画案を50ページから52ページにかけて追加をしております。各市町村におきまして、地域別の分類・分析を参考にしながら、自らの市町村の現状を再度御認識をいただきながら、排出量の少ない市町村の取組を参考にいただければと考えておるところでございます。

次に、⑦として、「事業所、人口の多い市町村からの排出量は当然多くなるため、大きな都市の排出量が多く見えてしまう統計となっているのではないかと。人口や従業員数当たりで表すなど、統計的な処理が必要ではないか。」という御意見をいただきました。こちらにつきましては、例えば計画案の46ページに、「事業所1日当たりの事業系ごみの排出量」ですとか、あるいは「従業員1人1日当たりの事業系ごみ排出量」というような表を追加させていただきました。以下49ページにかけて、農村地域を除きまして製造工業地域、あるいは観光地域におきまして、同様にこういった表を追加してございます。当審議会におきましていただいた御意見についての対応については以上でございます。

次に3ページから5ページにかけて、パブリックコメントですとか市町村からの御意見、それから県議会からいただいた御意見等それぞれの対応状況を整理してございます。いただいた御意見を極力尊重するなかで、記載のとおり対応をしております。多くの項目について追加で記載をしているという状況でございます。

す。各方面からいただいた御意見の対応状況につきましては以上でございます。

次に先程数値目標について専門委員長からお話をさせていただいたのですが、数値目標については総排出量として絞り込むこととして、最終処分量ですとか、リサイクル率等については「取組指標」として別に整理をしましたというように申し上げましたが、このことについては、計画案の 104 ページをご覧いただきたいと思います。

こちらに第 4 期計画における施策を進めるために、国の基本方針に即して整理をした取組指標の一覧表を掲げさせていただいております。このうち、一般廃棄物の「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」という項目、それから下の方の「その他」にございます3つの項目、これらにつきましては、今回、国の基本方針で新たに追加をされた項目でございます。また、下の3項目その他につきましては、目標年次を平成30年度としてございます。これも国の基本方針に併せて当県におきましても30年度とさせていただいたところでございます。

最後に御理解、御承知おきいただきたいことを2点ほど、お願いしたいと思います。先程の委員長から説明がありましたが、資料の1-2をご覧いただきたいのですが、上段の左側の方にあります「長野県の現状、1人1日当たりの一般廃棄物排出量全国順位（H25）」と書いてありますが、これは環境省が毎年実施をしております一般廃棄物処理事業実態調査という調査の数値を使用しております。平成26年度の結果が今月末頃に環境省から発表される予定となっております。発表されましたら、この資料1-2の排出量1位・2位の表の部分や、計画本文の3ページの方にも同じ表が載っております。この部分の表につきましては、26年度の数値に更新をした上で発表をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

もう一点、先程の資料1-2の右側の中ほどにアスタリスクで書いてございます。産業廃棄物の総排出量につきましては、県の総合5か年計画、しあわせ信州創造プランですとか、当部で作成をしております環境基本計画におきましても、この産業廃棄物の総排出量が数値目標として設定をされています。このため、この第4期廃棄物処理計画の計画が成案とされた際には、これら関係する計画における達成目標数値もあわせて変更させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

平林議長 はい、ありがとうございます。ただ今、資料1-1から説明をしていただきました。これから5年間、「この廃棄物処理計画で長野県は進めていく」ということで説明をしていただきました。御意見、ご質問などを、出していただければと思います。いかがでしょうか。ありましたら挙手をして発言してください。はい、どうぞ。

小川委員 質問なんですけれども、本文の29ページの一般廃棄物の数値目標というところで、「目標達成が困難な要因としては、」という文章がありまして、「リサイクル率・量については、小売店における古紙等の店頭回収の利用により、市町村の計画収集によるものが減少している」となっているのですが、その下の表の目標値には小売店の回収というのが数値として入っているということなのでしょうか。

平林議長 説明をお願いします。

宮村資源循環推進課長 小売店の収集がここ数年間で増えてきているというトレンドを反映するなかで、リサイクル量を推計し、計画として数値目標を設定しております。

小川委員 小売店で回収している量もこの数値に含まれているということでしょうか。

宮村資源循環推進課長 小売店で集めている数値は、ここには入っていません。

小川委員 わかりました。ありがとうございます。

平林議長 ほか、いかがでしょうか。はい。

才川委員 資料1-2の下のリデュースというところで食品ロスの削減ということ、フードバンク活動への協力検討ということで、それが本文の方ですと、まず60ページのところなんですけれども、「食品ロスの削減のための商習慣の見直しについて食品業界において検討が行われています。」ということで、商習慣という、業界によっては3分の1ルールとか2分の1ルールなどがあって、それが残されていないと商品として店頭に出せないとか卸しができないということで、そういった商品が基本的には廃棄されてしまうというのが、食品ロスに関しては、そういう企業だけの問題ではなくて、受け取る方の消費者をここに取り込んでいかないと、

消費期限が短い場合など、どんどん廃棄され、なかなか進んでいかないと思いますので、フードチェーン全体が考える問題だなと思いますので、商習慣だけの食品業界だけの問題では無いのかなと少し思います。

それと、もう一点ですけれども、フードバンク活動への協力検討ということで、フードバンクが今、長野県で立ち上がりまして、長野市と松本市の2か所で支援の活動をしているのですけれども、実際フードバンクの方に商品が消費期限があるので皆さんから協力していただいて集まってはきているのですけれども、フードバンク活動の中で実際には、商品が実際に届いたとしてもそれを仕分けする人材であるとか、それを確保しておく場所であるとか、それを各家庭に出すための輸送費というかそういった実際の財政面がかなりきついなということをお聞きしています。2011年の震災以降、各市町村で備蓄品があったと思うのですけれども、それがだいたい5年経ってきて、その備蓄品がもう間もなく切れる段階であると聞いていて、それを市町村でもどこで処分していいかわからないというお話も聞いていました。そういった形で、フードバンク活動へ協力とか支援もすごく大切なのですが、フードバンク自体の状況を同じように共有していただけると、もっと食品の利用ができるのかなと思いますので、そういったこともお願いしたいと思っています。

平林議長

はい、今、御意見が2つということだと思いますけれども、幹事の方からコメントがあれば。

宮村資源循環推進課長

はい、商習慣の見直しについては、おっしゃるとおりでございますので、できればフードバンク活動への協力検討という話の中で、例えば3分の1ルールで、今までは廃棄されていたようなものをなるべくそういった団体を通じて有効活用、有効活用という言葉はちょっと言葉としておかしいかもしれないのですが、利用できるようにこういったフードバンク活動にどんな形で協力していくのかという中で、併せてまた考えさせていただきたいと考えています。

それから、併せて消費者の取組も重要ではないかという御指摘もいただきました。それもおっしゃるとおりだと思います。

消費者に向けた直接の取組とすれば、松本市では3010運動とか、それは宴会だけに限らず、30日と10日には冷蔵庫の中を点検して無駄を出さないようにしましょうというような取組をさせていただきます。県といたしましては、食べ残しを減らそう県民運動という形で協力店を募集するという取組をしております、今年の2月からそこに一般の小売店も協力店の対象とさせていただい

ております。その小売店でもいろいろな取組をしていただいております。消費期限が近いようなものについては値引きをすとか、そういったような取組をされておりますが、そういったものすとか、あるいは量り売りすとか、少量パックのような取組すとかそういったものもまた、小売店とも一緒になって私どもとしても進めてまいりたいと考えてございます。

平林議長 よろしいですか。

才川委員 はい。

平林議長 ほか、いかがでしょうか。御意見、御質問。

小川委員 リユースについてなのですけれども、本文の 70 ページに、リターナブルびんについての項目がありまして、今、びんの回収のためのデポジット料金が以前に比べると安くなっているのではないかと思うのですね。回収が進んでいないとか、利用が進まないというのには、そういうことが原因の一つとしてあるんじゃないかなと思います。

ですので、仕組づくりについて、県内の企業と研究されるということがありますので、そういった料金などについて考えていただければいいのではないかなと思います。

平林議長 そういう御意見ですが。

宮村資源循環推進課長 確かにおっしゃるとおり、デポジットといいますか、一升瓶を持っていても、もらえる金額が下がってきているというのが現実だろうと思います。今回、リターナブル容器の研究については、その辺のことは今のところ想定しておらない中で、もっと他にもリターナブルでないワンウェイの瓶がたくさんある中で、ワンウェイ瓶を再利用できるような形で、企業の皆さんと意見交換等していけないだろうか、というようなところを今回の計画のなかでは考えてございましたが、かなり商業活動の中に入っていきような部分もありますので、その辺も加味しながら検討し、進めさせていただきたいと考えています。

平林議長 はい、他にはいかがでしょうか。御質問、御意見。よろしいですか。

一つだけ私の方から。先程の 104 ページの取組指標のところですけれども、「国の平成 30 年度までの目標値」ということですが、先程お話のあったとおり、この長野県の計画は平成

32年度までということですので、平成30年度から32年度の後半の目標値というのは、どのように考えていますか、それともこの目標値はなくなってしまうのですか。

宮村資源循環推進課長

ものによって違うという言い方は変なのですが、例えば二つ目などは100%が目標値ですから、達成してしまえば後は維持していくということだろうと思います。その他の部分につきましても、小型家電など、それぞれ、それ以降も進めていかなければいけない部分というのはございますので、その時点で全く白紙に戻すというよりは引き続き継続をしていくということになるかと考えております。

平林議長

そうすると、平成30年度のところで一応一区切りを付けて、ここでもう一度目標を立てるか、あるいはこのまま継続していくかということを検討するということでしょうか。それとも、ここに書いてあるものが、32年度まで継続すると考えるのか。いかがでしょうか。

宮村資源循環推進課長

平成30年度になっても、そのまま目標としては、この数値がどうなるのかは置くとして、引き続き目標として取り組んでまいりたいと考えております。

平林議長

はい、わかりました。他に無いでしょうか。御質問、御意見。よろしいでしょうか。

それでは、他に御意見はないようですので、この案件の取扱いについてお諮りしたいと思います。ただ今、委員の皆様から御意見をいただきました部分については反映できるところは反映していただいて、答申という形にさせていただきたいと、思いますがそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

なお、字句等の修正につきましては、会長に一任ということで、いただきたいとこのように思いますが。

それでは、今、委員の皆様から了解いただきましたので、審議事項(ア)の「長野県廃棄物処理計画(第4期)の策定について」はそのように答申することと致したいと思います。ありがとうございました。

次に、審議事項(イ)の「レッドリストの改訂に伴う指定希少

山崎自然保
護課長

野生動植物等の指定について」の答申案でございます。

本案件につきましては、「長野県希少野生動植物保護条例」第8条第1項の規定により、11月17日の審議会で諮問をいただき、その後「希少野生動植物保護対策専門委員会」による検討を行っていただいておりますので、本日は専門委員会での検討結果について幹事からご説明をいただき、さらに審議を行いたいと思います。それでは、幹事より説明をお願いいたします。

10年ぶりにレッドリストを改訂しました。それにより、新たに259種の掲載種が増えています。資料にレッドリストの概念を掲げておりますが、絶滅危惧種と呼ばれるものでも1,618種、そのうち特に絶滅の危機に瀕しているといわれるⅠ類は692種、全体の43%が予断を許さない状況となっております。

そうした中で希少野生動植物保護条例に基づいて、あらかじめ審議会の委員の皆様からご意見をお聞きした上で、違法な捕獲や採取、あるいは販売への対策を講ずるための指定を行いたいということでございます。現在の指定状況ですが、指定種で73種、そのうち特別指定種は20種ということで、指定数は全国1位となっております。

11月17日の審議会でいただいたご意見に対して、資料記載のとおり対応しています。また、県民の皆様から11月18日から12月末までご意見をお聞きしました。その中で、絶滅危惧種26種、具体的には草本類3種、蝶類23種についてご意見をいただいております。それを踏まえて、2月8日に専門委員会で検討を重ねて参りました。専門委員会での主なご意見としては、指定数を増やすことで、学術研究の妨げにならないような配慮が必要ではないか、あるいは現場の運用で混乱が生じないような対策が必要等のご意見でした。全体としては、順次指定作業を進めるという結論に至りました。

専門委員からは、県版レッドリストのⅠ類に区分されるもの、あるいは県民等から指定提案があつて相当の理由があるもの、あるいは採集圧が懸念され、保全が必要なもの、さらには、他法令・条例等との整合性の観点で指定の必要のあるものについて、ご検討をいただきました。

そうした中で、まずは種の保存法や文化財保護法と本条例の整合をとること、不整合により、捕獲圧や採集圧が高まっている状況が見られるので、まずはその対策をすることとしました。具体的には無脊椎動物の指定種7亜種です。例えば、ゴマシジミにつきましては、本州中部亜種が種の保存法でこの3月15日に指定となっております。松本市の天然記念物の指定も受けています。一方、ゴマシジミの八方尾根・白山亜種は、種の保存法等に指定

されていない状況もある中で、一体的に指定し、保護してまいりたいと思います。同じように天然記念物との整合性を図るため、タカネヒカゲの北アルプス亜種、アサマシジミの中部高地帯亜種と中部低地帯亜種、クモマツマキチョウの北アルプス・戸隠亜種、ミヤマモンキチョウの北アルプス亜種を、それぞれ法と条例を整合させるという形で、採集圧から守る状況を作りたいというものでございます。

本日の審議会で答申いただけましたら、3月下旬には公告縦覧に供しまして、4月下旬には指定告示を行い、それぞれ発生期を迎えるときには、規制されている状況にしたいというものであります。説明は以上でございます。

平林議長 ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等がございましたらご発言願います。

小川委員 資料の5ページですが、県民等ご意見について、この中に採集圧の高い種とその現状で、監視活動の限界という記載がありますが、詳細を教えていただけないでしょうか。

山崎自然保護課長 希少野生動植物の監視員の方にパトロールをしていただいております。その中で、一部地域では条例指定種から外れていて、かつ天然記念物でない種があるときに、捕獲者がその地域ではないものを捕ったと主張をして、注意したときに言い逃れをして苦慮するというご意見をいただきました。

小川委員 お願いですが、指定を一度にたくさんすることは大変ではありますが、危機的な状況になってからでは遅いので、順次指定をしてほしいと思います。

山崎自然保護課長 今後も他の草本類含めて、順次検討していきたいと思います。

平林議長 他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

只今、委員の皆さんからご意見をいただきました部分につきまして、反映できるところは反映し、答申とさせていただきますことよろしいでしょうか。

なお、字句等の修正につきましては、会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

平林議長

それでは、審議事項（イ）の「レッドリストの改訂に伴う指定希少野生動植物等の指定について」はそのように答申することといたします。

次に、審議事項（ウ）の「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」の答申案でございます。

本案件につきましては、「長野県希少野生動植物保護条例」第31条第1項の規定により、5月26日の審議会で諮問をいただき、その後専門委員による「希少野生動植物保護対策専門委員会」を設置して検討を行っていただいておりますので、本日は専門委員会での検討結果について幹事からご説明をいただき、さらに審議を行いたいと思います。

それでは、幹事より説明をお願いいたします。

山崎自然保護課長

希少野生動植物保護回復事業計画につきまして、今回はシナイモツゴについてご報告します。この計画は、希少種の個体の維持や繁殖、県民主体による地域における保護活動の促進、あるいは、生息・生育環境の保全・回復手法等を具体的な計画として定めるものであります。

審議会では11月17日にご意見をいただいております。ため池を含む里山全体の保全の重要性、あるいは学校、児童の参加する保全活動の可能性等のご意見をいただきました。さらには2月8日には専門委員会においてご意見をいただき、生息地点数、推定生息個体数の表記の仕方の工夫や、上田市地域の生息環境について、長野市での保全活動につながる取組について、事業計画に記載する旨のご意見をいただいております。

2月15日から3月15日にはパブリックコメントを実施し、3名の皆様から11件のご意見を賜りました。内容としては、生息環境であるため池所有の動向を把握すること、メタ個体群としての把握、優先的保護対象の検討、生息域外保全活動として小学校での飼育などのご意見を賜りまして、意見に沿った対応をすることとしました。

現在シナイモツゴの生息が確認されているのは、長野市、上田市、栄村でございますが、課題としましては、1つはため池の管理停止によって湿性遷移が急速に進行し、陸地化による生息地の消失が見られること、外来のオオクチバスやブルーギルの侵入による捕食が懸念されること、モツゴとの交雑による、モツゴへの置き換わりの危険などです。上田市、栄村につきましては、飼育下での保存を進める対策が必要ではないか、長野市、栄村では生息種の保全活動について外部の力を借りる仕組みづくりも必要であるということが課題として明確になりました。

そうした中で、本種が安定的に存続できる状態を保つこと、併せて保全体制を創出していくことを計画の目標として掲げたところでございます。

今後保護回復事業で取り組むべき事項としては、生息状況・生態等のモニタリング、生息地の存続及び生息環境の維持・改善、生息域外保全による系統保存、飼育個体の野生復帰を含む生息地の再生、普及啓発、都市部等との連携のもとで保全活動を進めることです。

個別の箇所ごとに取り組むべき事項としましては、長野市ではため池の保全モデルを作ることが具体的な対策として取り上げられています。

長野市におけるシナイモツゴ保全の取組事例を参考につけさせていただきました。これは、長野市の生息地域でシナイモツゴを中心としながら、ため池に住む様々な生きものを保全していこうとするもので、「ぽんすけ育成会」という保全団体が1月に組織されたところでございます。今後こうした皆様との活動を連携して進めながら、シナイモツゴの保護回復だけではなく、シナイモツゴをシンボルとした地域活性化につなげていきたいと考えているところです。

また、上田市についてですが、生息状況のモニタリングを監視員の方と協働で進めながら、外来種の侵入防止等を図っています。栄村では、一つのため池が地域の宝という取組として指定を受け、守られています。新たにもう一つため池を加えて、地域の宝の取組を充実していこうという方向でございます。こうした具体的な取組をひとつずつ進めながら、シナイモツゴの保護保全に努めてまいりたいと思います。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等がございましたらご発言願います。

(質問・意見なし)

平林議長

ご発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

今、幹事から説明いただきました内容につきまして、答申とさせていただきますということでしょうか。

なお、字句等の修正につきましては、会長に一任いただきたいと思います。それでしょうか。

(異議なし)

平林議長

それでは、審議事項（ウ）の「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」はそのように答申することといたします。

最後に審議事項（エ）ですね。「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）の策定について」の答申案でございます。

本件につきましては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2第3項で準用する同法第4条第4項の規定により、5月26日の審議会で諮問をいただき、その後専門委員会である「特定鳥獣保護管理検討委員会」において調査・検討を行っていただいておりますので、本日は専門委員会での検討結果について、先ず御報告をいただき、引続き幹事からの説明を加え更に審議を行いたいと思います。

それでは「特定鳥獣保護管理検討委員会」の委員長である上原貴夫さんに御出席をいただいておりますので、まず御報告をお願いいたします。

上原委員長

上原でございます。よろしく願いいたします。

ただ今会長さんから前段のお話のあった経過をたどって本日に至っております。

その上で、本審議会から付託を受けておりました、第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)について、でございますが、その策定につきまして、その計画案につきまして主な検討経過を御報告申し上げます。

最初に、検討経過ですが、本日の資料の4-1に細かく記載されております。

また、前回中間報告で委員の皆様からいただいたご意見とそれに対する対応についても、まとめさせていただいております。

特定鳥獣保護管理検討委員会については、昨年5月から今年の3月までの間3回、より専門的な検討を行うニホンジカ専門部会を4回、計7回開催しております。

また、前回の環境審議会の後に、計画案について関係機関への意見照会、県民意見の募集を行っておりまして、これらいただいた意見についての検討も加えております。

それらについてまとめたものが資料4-2であります。後ほど幹事から御説明申し上げます。

こういった検討の主な内容といたしましては、次の点が挙げられます。

まず前期の計画である第3期計画の実施状況とその評価についてであります。

ニホンジカの捕獲につきましては、第3期計画では、5カ年の合

計で、15万7千頭を計画し、これに対しまして、本年度の見込みで17万8千頭と目標を上回る捕獲を達成しております。そのうちメスジカの捕獲は11万4千頭を計画としておりましたが、計画を達成できない見込みとなっております。

この原因ですけれども、捕獲数を増加させるために、より捕獲効率が高いワナによる捕獲を推進しました。その結果、ワナの特性によりますが、メスジカを選択的に捕獲することが難しくなり、シカの自然状態でのオスとメスの比率に近い形でしか捕獲ができなかった。こういうことが原因であったのではないかと考えられました。

この間のニホンジカによる農林業被害の推移で見ますと、集落毎の防護柵の設置などの被害対策の取組もあり、平成21年度以降5年連続で減少しておりますが、なお3億8千万円という甚大な被害が発生しており、被害低減に向けて、今後とも捕獲・防除・生息環境等の対策に取り組むことが必要と考えます。

それから、南アルプスなど高山帯における深刻な被害が発生、又は発生する恐れがあるといった状況にあります。そのため、隣接する県・国等と広い範囲で連携を強化して、これまで捕獲が十分進んでこなかった地域での捕獲を引続き集中して実施することが必要ではないかと考えられました。

調査等によりますが、平成27年度は第4期の計画案の策定に当たりニホンジカの生息密度等の調査を実施して、今回、二種類の方法による調査を行いました。

その結果、過去3期の計画策定時に行ってきた「区画法」という調査結果による数字と前回から取り入れている「糞粒法」による調査結果による数字との間で非常に大きな開きがでました。

こうした調査については、継続性が大事ですが、その差が余りに大きくどちらの数値を採用すべきか、これは、大きな議論を経てまいりました。

これまで5年間の捕獲実績や、ニホンジカの年齢構成や妊娠率などの基礎的なデータの分析から、「糞粒法」による調査結果の数字が実態に則した数字ではないかとの結論に達しました。

これを基にして、生息頭数などを考えますと、約10万6千頭から30万1千頭の間にあると推定されました。

同時にこの数字から逆算したときの5年前の県内の推定生息頭数は、22万9千頭程度であったと算定されました。遡った数字ですが。

結果として前回平成22年の調査により推定された頭数は、過小評価であったと見られるわけですが、これについては、県内のニ

ホンジカに対する捕獲圧が高まった結果、人に対する警戒心の高まったニホンジカに対して、「区画法」という人が目視によりシカをカウントする方法での調査では、正確な調査ができなくなっている。あるいはできにくくなっていることが原因ではないかと考えられました。

ただし、先ほど申し上げた5年間で17万頭を超える捕獲を実施した結果、これまで増加傾向を示してきた県内のニホンジカの生息頭数は、抑制の方向に向かっていると見られます。現在の捕獲圧を継続することで、よりその傾向が加速するのではないかと考えられました。

これらの検討の結果によって、第4期計画としては、まず農林業被害を軽減すること。二番目としては、自然環境への影響を軽減すること、さらに、個体数を削減或いは地域によっては排除しながら、地域個体群の安定的な維持を図る。この3点を計画の基本方針とする。というこれまでの基本的な考え方は踏襲しつつ、生息状況調査の結果を踏まえ、年間4万頭の捕獲を継続する必要があると判断いたしました。

特に、生息密度が高い地域や生息が拡大している地域、より標高の高い地域、これらにおける集中的な捕獲が必要ではないかとの意見が出され、さらに警戒心の高まったニホンジカを効果的に捕獲するためには、ニホンジカの行動調査の充実と調査結果を活用した、より高度な捕獲技術の普及、併せてモニタリングによる捕獲効果の検証が重要であること、加えて、関係機関の役割分担などの調整を行い、情報共有を図りながら、適切にフィードバックして、計画の管理を進める必要があると考えました。

以上「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）」（案）ですが、特定鳥獣保護管理検討委員会の検討経過についての報告と致します。

主要な点だけを報告させていただきました。詳細については、この後幹事から説明いたします。よろしく願いいたします。

平林議長

ありがとうございました。それでは引続き幹事の方から説明をお願いします。

宮鳥獣保護
ジビエ振興
室長

林務部鳥獣対策・ジビエ振興室長の 宮 宣敏 と申します。失礼ながら座って説明させていただきます。

ただ今、上原委員長から御報告をいただきました、第2種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)につきまして、計画案を説

明させていただきます。

お手元の資料4、1～5に分かれておりますが、御覧いただきたいと思えます。

誠に申し訳ございませんが、お手元に配付させていただきました資料は、事前に送付をさせていただきました資料から、一部修正がございますので、その点につきましても、併せて説明をさせていただきます。

なお、各資料共通で、アンダーラインを引きました個所が、前回の中間報告における素案から修正をさせていただきました個所でございます。

さらに、二重線のアンダーラインを引きました部分が、事前にお配りいたしました資料から修正させていただいているということでございます。

最初に資料4-1は、今回追加配布させていただきました資料でございます。計画策定の検討経過でございます。委員長の説明もございましたので、記載のとおりということで説明は省略させていただきます。

裏面2ページをお願いします。前回の審議会において、中間報告の素案に対していただきました御意見と、その対応状況でございます。

これにつきましても、記載のとおりで、御意見に基づく計画案の修正につきましては、計画案の説明の中で触れさせていただきます。

次に、資料4-2を御覧いただきたいと思えます。

前回1月26日開催の審議会におきまして、中間報告をさせていただきました素案をもとに、県民意見の募集及び利害関係人等への意見聴取を行いました結果でございます。

2の意見募集の期間は、平成28年1月28日から2月26日までの30日間です。

4の結果でございますが、県民の皆様からの御意見は、7者から58件、利害関係人等からの御意見は、15者から47件ございました。

また、記載の各委員からいただきました御意見も、5者から33件ございまして、5の意見及び県の考え方で、これら合計138件の御意見につきまして、1件ずつ御意見の概要と県の考え方を整理してございます。

1ページ中段から県民の皆様からいただきました御意見です。

11ページ中段から、(2)として利害関係人等からいただきました御意見です。

17ページ下段からは(3)で記載しました、委員の皆様からい

ただきました御意見です。

御意見につきましては、多量に及びますので、計画案の説明の中で、修正箇所等に関連して触れさせていただきたいと思っております。それでは、資料4-4計画の本文によりまして、計画案の概要について、説明をさせていただきます。

なお、説明の中で、随時、資料4-2の御意見にも触れますので、資料4-4と資料4-2を併せて御覧いただきたいと思っております。

資料4-4の1ページをご覧ください。

最初の1の(1)の計画策定の目的でございますが、この計画は、鳥獣保護管理法に基づき、長野県全域のニホンジカの管理を行うための計画でございます。

(2)のア、ニホンジカをめぐる経緯でございますが、下の方のアンダーラインの部分は、資料4-2御意見の6ページ20番の御意見を踏まえて、前回素案に書いてなかったものですが、これまでの計画策定等の経緯等を、追加記載させていただいた部分でございます。

資料4-4計画案の2ページをお願いします。

ウの(ア)の農林業被害の状況でございます。下の図1の棒グラフのとおり、5年連続で被害額は減少しておりますが、依然、3億7,000万円を超える甚大な被害が発生している状況です。

4ページをお願いします。

2の計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。3の対象地域は、長野県全域でございます。

(1)の管理ユニットの区分でございますが、長野県を表1のとおり、8つの地域に区分して管理していく考えです。

本文6ページをお願いします。

先ほどの八つの管理ユニットの区域を図示したもので、主に上から左側で()でその他地域と書かれた地域は、前期の計画で1つの「その他地域」であったものを、本計画で新たに5つに分割して、それぞれの地域で管理していく計画です。

7ページ(2)管理ユニットの市町村ということで、その対象となる市町村を示してございます。

本文8ページをお願いします。

4のニホンジカに関する現状では、アの生息確認地点について、アンダーラインの部分がございまして、生息確認地点が減少しているということを、説明を追加して記載させていただいてございます。

9ページのイの捕獲地点の変化でございます。表4の右端、平

成 26 年度の捕獲位置のデータメッシュ数ですが、最終の調査結果のデータに基づいて、合計の数字を前回の 287 から 319 に修正してごさいます。

本文 10 ページをお願いします。

ウの生息分布の変化では、表 5 の右端、平成 27 年度のニホンジカ分布範囲のデータを、最終の調査報告結果のデータに基づき、合計で前回の 9,079 から 9,131 に増える形で変更してごさいます。なお、図 5 で御覧いただけますとおり、左から平成 15 年度、平成 22 年度、平成 27 年度と生息分布が広がっております。

直近の平成 27 年度には、県の北部及び南西部で生息が広がっていることが見て取れるところでごさいます。

本文 11 ページをお願いします。

エの生息密度につきましては、アンダーライン部分は、資料 4-2 御意見の 14 ページ 28 番の御意見を踏まえて、その調査方法で、先ほど説明のごさいました「区画法」及び「糞粒法」の詳細を記載することとしました。その内容については、資料 4-4 計画案の 71 ページ上段に追加記載をいたしました。

資料 4-4 計画案の 11 ページに、これら調査結果及びその違いを記載してごさいますが、本計画では、より実態に近い方法として、採用する密度調査の方法を、前回の「区画法」から「糞粒法」に変更しております。

本文 17 ページをお願いします。

オの推定生息頭数につきましては、先程説明いたしました生息分布範囲のデータが更新されたことを受けまして、表 7 の生息分布面積を修正し、その結果、推定生息頭数が合計の中央値で、前回素案の 202,578 頭から、本案では 203,449 頭に、870 頭ほど増えております。

下段、参考の推定生息頭数の推移につきましては、資料 4-2 御意見の 1 ページ 2 番及び 6 ページ 25 番の御意見がございました。

これに基きまして、17 ページの「参考」の表の左 2 列、平成 11 年度推定、平成 16 年度の推定のデータを追加記載するとともに、先程と同様に右端、平成 27 年度のデータを修正してごさいます。

本文 18 ページをお願いします。

カの生息環境につきましては、アンダーラインの部分につきまして、資料 4-1 御意見の 6 ページ 27 番及び 7 ページ 28 番の御意見を踏まえて、シカの生息域の偏りが、生息密度の低い管理ユニットにおいて見られることを記載させていただきました。

なお、18 ページから 20 ページの表のデータも先程の生息分布範囲のデータ更新により、修正してごさいます。

本文 21 ページをお願いします。

中程のアンダーライン部分は、前回審議会における福江委員さんからの御意見も踏まえまして、くくりわなの径の規制緩和について、より正確な記載に修正をさせていただきました。

22 ページをお願いします。

下段の図 7-2 のとおり、捕獲頭数は近年大幅に増加して、直近では、年間約 4 万頭となっております。27 年度も同様でございます。

23 ページをお願いします。

中段から下に、捕獲の目標と実績がグラフにしております。

下段左側、全体では、捕獲目標を達成しておりますが、メスの捕獲目標が達成できていないこと、24 ページのハケ岳管理ユニットで、捕獲目標を達成できていないといった点がございます。これらが課題となっているところです。

27 ページをお願いします。

27 ページから 29 ページにつきましては、農林業被害の状況について、より正確な表現とするため、アンダーラインのとおり修正をしております。

33 ページをお願いします。

自然環境への影響の中で、イのカモシカとの関係について、アンダーライン部分で、よりわかりやすい表現とするため、これまでの推移等の記載を修正しております。

35 ページをお願いします。

中程、前期計画の実施状況に対する評価と対応では、36 ページにおいて、(イ)の推定生息頭数につきまして、表 17 及び 37 ページの表 18 について、先程と同様に、平成 27 年度の推定生息頭数を修正しております。

なお、表 18 に記載しましたとおり、平成 22 年度の推定生息頭数は、「区画法」の調査結果の生息密度から推定いたしますと、中央値で 104,666 頭と推定されておりましたが、27 年度の「糞粒法」の調査結果とこれまでの捕獲頭数から逆算して推定し直した結果、②のところですが、平成 22 年度時点で中央値で 229,453 頭であったと推定され、平成 22 年度の当時の推定が過小評価となっていたと考えられまして、平成 27 年度の推定が、より実態に近いと考えております。

39 ページをお願いします。

5 の (1) の管理の目標につきましては、枠線内の目標を、資料 4-2 御意見の 16 ページ 35 番の御意見を踏まえて、③の「管理ユニットの安定的な維持」としておりましたものを、より具体的に「個体数の削減・個体の排除による適正な生息密度への誘導」との記載内容に修正いたしました。

本文 41 ページをお願いします。

図 14 につきましては、①と記載された部分から南の地域の、静岡県地域個体群の記載が漏れているという指摘がございましたので、記載をいたしました。

46 ページをお願いします。

個体数管理の目標につきましては、中程の枠線内の目標密度水準について、前期計画から引き続き、環境省のガイドラインに沿って、農林業優先地域で 1km² あたり 1～2 頭、その他のシカ個体群の保護を優先する地域で、1km² あたり 3～5 頭程度としています。

47 ページをご覧ください。

上の表 20 ですが、これに基づき、管理ユニット別の目標個体数を記載のとおり定めております。

なお、先程と同様、生息分布の修正に伴い、左から 3 列目の面積(A)が修正されたことで、目標個体数がアンダーラインのとおり、一部修正されます。

また、この部分、資料 4-2 御意見の 12 ページ 7 番及び 18 ページ 6 番の御意見を踏まえて、その他の管理ユニットについての目標も追加記載いたしました。

48 ページをお願いいたします。

個体数管理の進め方につきましては、前回審議会における福江委員さんからの御意見、資料 4-2 御意見の 7 ページ 37 番、11 ページ 5 番及び 20 ページ 25 番の御意見を踏まえて、①の表題を「県と市町村の役割分担」から「個体数管理における連携強化」に修正し、アンダーラインの部分のとおり、市町村、県、国が連携して個体数管理に取り組むよう、修正しました。

なお、併せて、図 16 の内容も、わかり易いよう修正しました。

下段、②では、捕獲の担い手の高度化として、昨年改正された鳥獣保護管理法に基づき、新たに創設された「認定鳥獣捕獲等事業者制度」を活用するなど、担い手の捕獲技術の高度化を図ってまいることが記載してございます。

49 ページの③では、効果的・効率的な捕獲の実現として、ニホンジカの行動を短期モニタリングによって把握することで、捕獲方法や捕獲場所の選択など、効果的かつ効率的な捕獲に取り組めます。この部分は委員長の指摘がございましたとおり、新たな取組として記載してございます。

50 ページをお願いいたします。

50 ページから 54 ページの管理ユニットごとの個体数管理については、先程の 47 ページの目標個体数の修正等に基づきそれぞれ修正をしております。

54 ページをお願いします。

表 25 に集計をしてございますが、平成 27 年度の推定生息頭数

約10万6千頭～30万1千頭を、平成28年度から32年度に、年間4万頭、5年間で20万頭の捕獲を行うことで、平成32年度、中期計画の目標として、推定生息頭数を44,700～109,800頭に減少させ、最終目標の6,400～11,500頭を目指す計画とする内容でございます。

57ページをお願いいたします。

ジビエ振興につきましては、資料4-2御意見の21ページ28番の御意見を踏まえて、素案で①のところに記載してございましたシカ全体の有効活用を、④として新たな項目として出して、①には信州ジビエの誘客利用への活用に向けた旅行事業者等との連携促進を追加記載いたしました。

59ページをお願いいたします。

前回審議会における福江委員さんからの御意見も踏まえまして、県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業における実施結果の把握と評価について、資料4-2御意見の21ページ29番の御意見を踏まえて、記載のとおり、より充実して行うよう修正いたしました。

63ページをお願いいたします。

「9関係機関による連携」でございますが、前回審議会の福江委員さんからの御意見も踏まえまして、素案では「9実行体制等」という項目でございましたが、計画の実行体制よりも、計画を実行するための関係機関の連携の方が適切なため、項目名を修正いたしました。

なお、本項目が、事前にお配りした資料からお手元に配付させていただきました資料で修正をさせていただいた部分でございます。具体的には、63ページから64ページまでの二重線のアンダーラインの部分です。

63ページ(1)の前回素案の「行政の役割」を「行政の取組」に修正し、64ページ下段の(2)を前回素案の「行政以外の役割」を「行政以外の取組」に修正いたしました。

また、64ページ上段につきましては、イの市町村について、資料4-2御意見の9ページ48番、21ページ31番の御意見を踏まえて、捕獲者の確保育成、モニタリング調査への協力を追加記載させていただきました。

ウの国の部分につきましては、資料4-2御意見の12ページ6番8番、18ページ7番8番の御意見について、国機関と調整いたしました結果を踏まえて、記載のとおり修正いたしました。

65ページをお願いします。

イの認定鳥獣捕獲等事業者について、前回審議会における小川委員さんからの御意見も踏まえまして、モニタリングに協力すること、オの自然保護団体・NPO等について、普及啓発等に協力することなどを、新たに記載しているところでございます。

以上資料4-2のとおりたくさんの御意見をいただき、ここまで説明した事項に加えまして、数多くの御意見がございますが、全てを説明させていただくことはできませんので、県の考え方の欄に記載しましたとおり、今後、計画に基づく実行の中で取り組んでいくものなど、整理をさせていただいておりますことを報告させていただきます。よろしく願いいたします。

以上、いただいた御意見等を踏まえた前回の素案からの修正点等を中心に、計画(案)の概要につきまして、説明させていただきました。

なお、資料4-3及び資料4-5につきましては、時間の関係で説明を割愛させていただきますが、前回の素案からの修正箇所につきまして、同様にアンダーラインを引いてありますので、よろしく願います。

以上で、第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)の策定についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

平林議長

ありがとうございました。ただ今資料4を使ってご説明いただいたとおり、多くの御意見をいただきました。特に県民からの御意見等は138件とかなりたくさんいただきました。

こうした意見を踏まえて、資料4-4の長野県第二種特定鳥獣管理計画という形でニホンジカの管理の計画案が出ていますが、何か御意見、御質問があれば出していただきたいと思います。

はい、野口委員さん。

野口委員

一点目は表記の問題です。例えば35ページ「取り組」と「り」の入っているものと「り」の入っていないものがあるので、どちらかに統一しなくてはいけないという作業がまだできていないのではないかなと、35ページだけを見ても思いました。

2つ目施策に関することですが、既に毎日新聞や農業新聞等で報道されていることなのでご存知と思うが、解体処理車できたというのが、これから大きな役割を果たしてくることになりそうです。

私の手元の記事によりますと NPO 法人日本ジビエ振興協議会というところが作った解体車に関しまして、今年の5月に完成する見通しだと、農水省はこれに対して補助金を出していく方向性であるという記事があります。今の段階でこの取組に関して、長野県も積極的に導入してゆくということが、何かしらの方向性として、少しこの計画に文言として入れることはできないかと思っております。

平林議長

ありがとうございます。では幹事から説明をお願いします。

宮鳥獣保護
ジビエ振興
室長

貴重なご指摘ありがとうございます。

動詞の「取組」については、「り」と「み」が入るのが正式でございますので、再確認させていただき、すべて修正させていただきます。

それから、ジビエ関係の移動式解体車については、これは2月の県議会定例会でも一般質問でも回答させていただいておりますが、原状としてはご説明のような内容があるということでございます。しかしながらこの車両の運用に関しては、食品衛生法上の野生獣肉処理施設の許可が必要です。この許可をおろすかどうかは、健康福祉部の判断でございます。原状の県の条例等では、移動式解体車に対応した許可が出せるような状況ではない。今、お話のあった日本ジビエ振興協議会の方と協議をしております、そういうものが出せるかどうか検討している段階と聞いております。

林務部としては、ジビエを推進する方向は、ありがたいと思っておりますが、少なくとも法規制等をクリアした形で進める必要がありますので、その状況を待って、認められることがあれば、その推進については協力してまいりたいと考えておりますので、この計画に盛り込むのは、今の状態では無理かなというのが判断でございます。

平林議長

よろしいですか。はい では他に。林委員さん。

林委員

捕獲の担い手について、お尋ねしたい。

認定鳥獣捕獲等事業者が2者認定されたということで、この活躍状況と成果はどんなふうになっているのか。合わせて地元の猟友会との協調関係は、うまく行っているかどうか。お尋ねしたい。

平林議長

では2点御質問ですので、お願いします。

宮鳥獣保護
ジビエ振興
室長

はい、認定鳥獣捕獲等事業者をこれまで二者認定したところでございます。

その事業者の事業の実施状況でございますが、本年度6月から認定できる制度になっており、認定鳥獣捕獲等事業者の皆さんに一つの事業発注をプロポーザル方式でお願いしたところです。

具体的には、事業費1,100万円で、500頭程度のニホンジカを、これまで捕獲の難しかった標高の高い地域等で捕獲をお願いしたいということで、発注いたしました。

そうしたところ2者のうち1者が応札し、そちらの方が落札されて、今月22日まで捕獲を進めています。概ね目標に近い形での捕獲ができていると考えております。

なお、二つの目の地元猟友会等関係者との調整については、そのプロポーザルに、そういう調整をどのようにするかを提案に入れさせていただいている。

2者のうち1者からしか応募がなかったのもその1者の提案を採用したわけですが、その1者は、地元猟友会の有志が結成したもので、猟友会との関係も非常に良好で、現在のところ問題は生じていない。来年度以降もこういった形での発注を行っていくので、こうした問題についてはプロポーザルの中で、地元との調整がきちんとできる方ということでやっていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

平林議長

よろしいでしょうか。
他いかがでしょうか。はい小川委員さん。

小川委員

本文の60ページの普及啓発について、その中で(1)県民への普及について、「学校教育の現場」という言葉が入っています。

実際こうしたことを学校と行うには、教育委員会との協力、連携が必要と思うが、可能性としてはどうでしょうか。

平林議長

はい、では説明をお願いします。

宮鳥獣保護
ジビエ振興
室長

はい、その点大変重要なところだと考えております。

前回の審議会でも説明いたしました。児玉委員さんのところ、大町では、学校給食にジビエを出して、その中で学校教育もやっている、そうした形をできれば広げて行きたいということでございます。

県では、野生鳥獣被害対策本部を作っておりまして、この後予算等の説明のところに関係する部局が出てまいります。九つの部局があります。その中には教育委員会も入っておりまして、トップは知事でありまして、その中でそうした方面はどうするか、連携をとって進めていけるとおっしゃっておりまして、この計画を基にしてそういう形をしっかりとって行きたいと考えているところでございます。

平林議長

はい、よろしいですか。他、いかがでしょうか。小川委員さん。

小川委員

引続きですが、66ページに全体の実施体制の図がありますが、この中にNPOが入っていないが、この図ではどうなっているのか。

どこかに入っているのか。入れる必要があるのか。

平林議長

はい。幹事のほうから説明をお願いします。

宮鳥獣保護
ジビエ振興
室長

この図では、主なものということで考えてございますので、なかなか 64 ページ、65 ページに書かれている認定鳥獣捕獲等事業者とか林業関係団体とか、NPO とかで、もれているところはあるが、連携をしていくことには間違いはないということで、本文には書いてございます。この図の中に盛り込めるかどうか検討させていただきたい。

自然保護団体、NPO については、大学、研究機関等に当たるかと考えておりますので、検討させていただきたい。

平林議長

はい。ありがとうございます。ではご検討いただいて。他にはいかがですか。よろしいですか。はい、中村委員さん。

中村委員

本文ではないですが、管理に関しては、個体数処理に関しては、焼却等減容化ということで、エゾシカの原料化という部分もありますが、県として次の段階として例えば、原料化は、堆肥化できないという、狂牛病の問題もあると思うが、例えば、森林に返すということで、循環を作るということ、次の課題として繋いでいくということではどうか。考えていただけるでしょうか。

平林議長

はい。幹事のほうから説明をお願いします。

宮鳥獣保護
ジビエ振興
室長

その部分も非常に重要なポイントだと思っております、この計画の中で具体的にどういう形にもっていくかというのは、難しい部分ではございますが、個体の処理については、56 ページのエの(ア)個体処理のところ、「他都道府県では、大規模焼却施設の建設や微生物による減容化など、捕獲個体の処分に関して、埋設以外の対策が取り組まれ始めている。そこで、本県でも更なるニホンジカ捕獲の推進を図るために、埋設処分のみに頼らない新たな効率的手法を検討し、実証・普及を図るものとする。」と書いてございますので、減容化に資する形での堆肥化等も含まれるので、今期の計画には、これをやるとは書けませんが、幅広い方法の中で、有効な方法を見つけ出してまいりたいと考えております。

平林議長

よろしいでしょうか。他、いかがですか。

では私から一つ質問させていただきます。

今回の一番大きなところは、上原委員長からも説明ありましたが、途中で状況を見ながら、評価しながら動かして行くとい

うところだと理解していますが、本文の 39 ページの (2) 「目標を達成するための施策の基本的考え方」があって、「PDCA サイクルを回しましょう」ということで、施策を実行して、実際にモニタリング結果を見て、把握をして、改善をして、また計画に反映させるという形になっています。とてもいいことだと思っております。

ところが、50 ページをご覧ください。50 ページ以降は、それぞれのユニットごとに目標個体数等を決めて、ユニットごとにどう努力していくかというスケジュールがまとまっています。

例えば 50 ページの関東山地管理ユニットだと (他のユニットも同様ですが)、捕獲スケジュールの見直しというところで「生息頭数の増減を「毎年度モニタリングしながら、計画の中間年度において、捕獲スケジュールを再検討し」と書いてあって、毎年、モニタリングをしていくので、毎年、毎年、結果が出てくることになっています。毎回出てくる結果をみて、改善するということは、例えば中間の 3 年たったところまで、モニタリングデータを貯めて、改善していくのか、それとも、毎年、その都度、特定鳥獣保護管理検討委員会を開いて、改善をしていくのか、どちらなのでしょう？毎年開くというのも大変かなとも思うのですが、そのあたりの整合性はどうなっているのか、説明をお願いします。

宮鳥獣保護
ジビエ振興
室長

ただ今御質問のあった事項でございますが、フィードバックについては、この計画の中では、短期モニタリングとしてしっかりやる。ということで、ライトセンサス、GPS による追跡などによって、シカの行動がどうなって、その地域の状況がどうなっているのかをしっかりと把握する。それから 59 頁に県が実施する指定管理鳥獣等捕獲事業について、最後のところで、実施結果の把握及び評価をしっかり行っていくということで、捕獲効率についてもしっかり評価をやっていく。ということで考えております。

それをどう生かすかは、50 ページの関東山地管理ユニットでは、計画に書きましたとおり中間年での見直しを行っていきたくと考えております。

ただ、毎年度、特定鳥獣保護管理検討委員会のニホンジカ専門部会という形で専門家の会合は行っている。

その中で、前年度の捕獲の実績、状況等を踏まえて、本年度どうするのか、という部分を議論しております。

その中で目標の数字は変えないにしても、「捕獲についてはこんな形で、もっとこちらに力を入れるべきだ。」という議論をしっかりとやって、それを生かして行きたいと考えております。

この計画の捕獲目標は、相当大きな数字になっておりますので、

捕獲が進めば進むほど実現が難しくなってくると考えております。

その時にどういった方向で実現するか、という部分をしっかり検討していく。それから中間年では、本当に目標数字がこれでいいのかということに合わせて検討すると、そんな形で進めていきたいと考えております。

平林議長

はい。わかりました。ありがとうございました。

他、いかがですか。なにか御質問、御意見等はございますか。よろしいですか。

ご紹介いただいたデータも「現状をなんとか把握しよう」ということで、現実にかかなり近い形で推測できてきていると思います。いろいろな方法を用いて推定され、中央値ということで巾をもたせるのも仕方がないと思いますし、これだけきちんと、個体数を推測して計画に反映されているので大きな問題は無いかと私は思います。何か御質問、御意見はありませんか。よろしいですか。

では、他に意見もないようですので、この案件の取扱いにつきまして、お諮り致します。

ただ今委員の皆さんからご意見をいただきました部分について、反映できるところは反映していただき、答申という形にさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

平林議長

ありがとうございます。

なお、字句の修正につきましては、会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

平林議長

はい。ありがとうございます。

それでは、審議事項（エ）の「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）の策定について」はそのように答申することといたします。ありがとうございます。

次に報告事項（ア）の「平成27年度北陸新幹線鉄道騒音・振動測定結果について」（報告）でございます。

北陸新幹線の騒音・振動の測定については、毎年実施しておりますが、平成27年度長野駅以北について初めての調査であるため、その概要について報告していただきます。

それでは、幹事の方から説明をお願いします。

県では、北陸新幹線鉄道による騒音・振動の環境基準等の適合状況を把握するため、平成9年の「高崎～長野間」の開業以来毎年騒音・振動の測定を実施しています。

平成27年度は、27年3月の「長野～金沢」間の開業に伴い長野駅以北の測定を初めて実施したので、「高崎～長野」間の長野駅以南の結果と併せて報告いたします。

2の「測定結果」をご覧ください。測定は、長野駅以南で14地点、長野駅以北で8地点の計22地点で実施しました。測定地点は記載のとおりで、新幹線軌道の中心から25m離れた場所で実施しました。なお、裏面に地図に地点番号を記載してあるので参考にご覧ください。

その横に「類型」として、ローマ数字のⅠ或いはⅡと記載していますが、これは「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の類型を示しており、Ⅰ類型とⅡ類型の2種類が定められています。Ⅰ類型は主として住居の用に供される地域で基準値は70デシベル以下、Ⅱ類型は商工業の用に供される地域等で基準値は75デシベル以下となっており、それぞれ新幹線沿線の土地利用の状況等に応じて、類型の当てはめが行われています。

騒音の結果ですが、上り下り20本を測定し、そのうち上位10本の騒音値をパワー平均したものです。

長野駅以南はいずれもⅠ類型の地点における測定ですが、14地点中環境基準を達成したのが6地点にとどまり、その達成率は42.9%と26年度の71.4%と比較して大幅に低下しており、軽井沢町や上田市において未達成の地点が増加しています。

原因としては、通過駅が多い速達型の編成が増加し速度が上昇したためと考えております。

次に、長野駅以北についてですが、Ⅰ類型で6地点、Ⅱ類型で2地点測定を行ったが、環境基準を達成したのは、Ⅰ類型では3地点、Ⅱ類型では2地点の計5地点で、達成率は62.5%でした。環境基準を超過したのは、長野市、中野市、飯山市の3地点となっています。

なお、振動については、長野駅以南、以北の全地点で指針値の70デシベルを達成しております。

3の「対応等」についてですが、新幹線の騒音対策については、建設主体の「行政独立法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構」及び営業主体の「東日本旅客鉄道株式会社」が実施することとされており、国において本年1月、国土交通省を通じて、所要の措置を講ずるよう要請がなされたところです。

県におきましても、本年1月25日に「鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社」に対し、2月1日に「東日

本旅客鉄道長野支社」に対し、効果的な騒音防止対策の実施について、要請文を直接持参し要請したところです。

また、県では、来年度以降も引き続き騒音等の測定を実施、状況の把握に努めて参ることとしております。

平林議長 ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

小川委員 騒音防止対策の状況を県のホームページに公表してもらうことはできないでしょうか。

中山水大気環境課長 鉄道建設・運輸施設機構、東日本旅客鉄道のそれぞれが対策を行うこととしておりますので、その結果を県が公表することはできません。なお、県では新幹線鉄道騒音・振動の測定結果につきましては、今後も県のホームページで公表してまいります。

平林議長 速やかに対策をとってもらい、今後も騒音・振動の測定を実施し、状況の把握に努めていただきますようお願いいたします。

それではここで少々休憩を取ります。15時30分（5分間）まで休憩します。

休 憩

平林議長 それでは再開します。次に報告事項（イ）の「長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想の策定について」（報告）でございます。幹事から説明をお願いいたします。

清澤生活排水課長 生活排水課から、生活排水対策の中長期ビジョンであります「水循環・資源循環のみち2015」構想についてご説明いたします。

前置きになりますが、生活排水課は、下水道、農業集落排水、浄化槽などの生活排水対策事業を担当しております。

従来から、市町村とともに生活排水対策に係る構想を策定し、5年ごとに見直しを行ってございまして、現行の「水循環・資源循環のみち2010」構想が策定から5年目を迎えますので、市町村とともに見直しを行い、「2015構想」を策定したところでございます。その「2015構想」の下、生活排水対策の取組をどのように進めていくのか、とりわけ、公共用水域の水質保全、廃棄物処理、温暖化対策に関わる部分についてご説明いたします。

なお、生活排水対策は、この審議会でご審議いただいております。

す長野県環境基本計画、水環境保全総合計画、廃棄物処理計画などの下で、取組を実践している事業でございます。その意味で、今後のご審議の参考にしていただければと思います。

それでは、資料6-1は「2015 構想」の概要、資料6-2は本編でございますが、6-1を用いてご説明申し上げます。

資料の左には現状を、右にはそれに対する課題・取組を列挙しております。

はじめに、左の①汚水処理人口でございます。棒グラフにありますように汚水処理施設の整備は順調に進み、26 年度末の汚水処理人口普及率は 97.3%、都道府県の中で5 番目に高い率となっております。

そこで、右の①未普及地域の早期解消でございますが、ここまできておりますので、市町村に対し、いつまでに整備を終えるか、整備の完了時期を見据えて取り組もうと働き掛けまして、下水道等の集合処理については 10 年間で整備を終える、そして、平成 37 年度の汚水処理人口普及率を 99.3%とすることを目標といたしました。残りは、個人の方々が設置する浄化槽による整備ということになります。

なお、今回の見直しによりまして、29 年度の汚水処理人口普及率の目標値が定まってまいりました。第三次長野県環境基本計画中のこの目標値「98.1%以上」としていたものを「98.2%」に改めることといたします。

また、これまで、公共用水域の水質保全対策として、下水道等の整備が進められてきましたが、このように汚水処理人口普及率が高くなってまいりましたことから、これからは、この下水道等が整備された状況をベースとして、この状況を前提として、水質保全対策を検討していくという段階になってきております。

次に、左側⑤汚泥の処理でございます。この構想では、下水汚泥、農集排汚泥、そしてし尿処理場の汚泥をバイオマスと捉え、構想の対象としております。その処理の状況でございます。処理場から搬出される段階での数量で見えておりますが、下水汚泥はセメント原料や農地利用などで概ね全量を利用、農集排汚泥は多くが農地利用されておりますが、6%は焼却後埋立て、そして、し尿処理場汚泥は約6割が焼却後埋立てられておまして、全体では、円グラフにありますように 92%は利活用、8%は埋立処分となっております。

これに対し、右側の⑤汚泥の利活用の推進でございます。たとえば、下水汚泥の焼却灰に含まれているリンを回収して肥料とするなど、新たな技術が開発されております。そのような新技術について研究、検討し、汚泥の処分方法の多様化を図るなど利活用を拡大し、平成 37 年度の利活用率を 97.8%とすることを目標とし

ております。

なお、③にあります農業集落排水施設の下水道への統合や、⑥にありますし尿の下水道投入が進みますと、下水道で処理されるバイオマスの割合が増えることとなりますので、これらによっても利活用率は上がってまいります。

それから、産業廃棄物であります下水汚泥につきましては、下水道の普及に伴い発生量が増加してきておりますが、今後は、整備の進捗よりも人口減少の要因が大きくなり、平成30年代の前半からはその発生量が減少し始める見込みでございます。

次に、左側⑦温室効果ガスの排出、エネルギー消費でございます。下水道においては、処理場に流れついた汚水のポンプアップなどに多くのエネルギーを消費しており、これに伴い、多くの温室効果ガスを排出することとなります。

そこで、この構想では、汚水処理における地球温暖化対策・省エネルギー対策を取り上げておまして、右側の⑦になりますが、省エネに配慮した運転はもちろんのこと、汚泥の嫌気消化によって発生するガス、メタンを主成分とした消化ガスでございますが、これを用いて発電を行う、あるいは、消化ガスを焼却炉の助燃剤として用いるなど、下水道の特徴を活かし、下水道ならではの取組により地球温暖化対策を進めてまいります。

なお、この消化ガスの主成分であるメタンは、燃焼によって得られる単位エネルギー当たりのCO₂排出量が比較的少ない燃料でございますが、もともと下水汚泥はカーボンニュートラルであり、木質バイオマスのように燃焼しても環境中のCO₂を増やすことにはならないとされております。従いまして、消化ガス発電により使用電力量を削減する、あるいは、消化ガスを助燃剤として用い重油の使用量を削減することは、そのままCO₂の排出量削減につながるものでございます。

このほか記載のような方向で生活排水対策の取組を進めてまいります。ここに掲げた数字は、市町村からの数字を積み上げたものでございまして、この目標値を達成するよう市町村とともに着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

中村委員

液肥としての利用は考えられますか。

清澤生活
排水課長

国では「ビストロ下水道」と称して、農作物の栽培に下水汚泥を用いる取組を進めていますが、その例として、豊橋市では、

下水汚泥の消化により発生するCO2を植物に吸収させる、消化液を液肥として植物に与える試みが行われておりまして、液肥としての利用の可能性はございます。

平林議長

他に、ご質問等がなければ、今後は策定された構想のもと、市町村と連携して、生活排水対策の面から長野県の環境保全に取り組んでいただくことをお願いいたします。

平林議長

次に報告事項（ウ）の「平成28年度環境部及び林務部の当初予算の概要について（報告）」でございます。

幹事の^{はやし}林環境政策課長と^{みや}宮野生鳥獣・ジビエ振興室長から説明をお願いします。

林環境政策
課長

（資料7-1により説明）

平林議長

では引き続き宮室長をお願いします。

宮鳥獣対
策・ジビエ
振興室長

続きまして、林務部関係の予算について説明をさせていただきます。

資料7-2をお願いします。

1の林務部の予算額は、一般会計が169億1千3百万円余で、対前年度比92.8%でございます。

2の予算のポイントですが、大北森林組合等の補助金不適正受給の事案を踏まえまして、林務部コンプライアンス推進行動計画に沿った業務の改善に取り組んでおります。

また、「長野県森林づくり指針」に示しております、「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」の実現を目指すとともに、森林県から林業県への飛躍を目指して、施策を推進していく考えでございます。

2ページをお願いします。林務部の施策体系でございます。

記載の3つの柱で取組を進めますが、一番下の森林を支える豊かな地域づくりの下の方に、野生鳥獣被害対策を位置付けております。

3ページをお願いします。林務部を含めまして関係する9部局等の野生鳥獣被害対策関連予算を一覧にしたものでございます。

冒頭に○記号で部局が示してございまして、左下に凡例が記載してございます。

予算の合計欄でございますが、予算合計は7億7,780万円余で、対前年度比で84%でございます。

このうち、野生鳥獣対策で特に新規に拡充した事業等の概要を説明させていただきます。

4ページをお願いします。

「ニホンジカ捕獲強化事業」でございます。

1の趣旨ですが、ニホンジカの捕獲を強化するため、県が実施主体となって、今回の第4期のニホンジカ管理計画にも盛り込みました、指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組むものです。

4の予算額は、6,800万円でございます。

5の事業内容ですが、県内のシカの高密度生息地域などで、捕獲効率が優れた事業者等に委託して集中的な捕獲を実施してまいります。

また、新たに、マル新と記載してございますが、効果的な捕獲等の計画を策定するため、GPS発信機等によるシカの行動調査など、効率的な捕獲を実施するための基礎的な調査や、捕獲の効果等の評価等を行ってまいります。

さらに、一番下にございますが、新たに、シカの生息が拡大している北アルプス地域における緊急的な捕獲対策も実施してまいります。

6の事業目標でございますが、この事業を含めまして、平成28年度に全体で、計画案どおりの4万頭のニホンジカの捕獲を実現してまいりたいと考えております。

5ページをお願いいたします。

新たな捕獲者を確保するための「ハンターデビュー支援事業」でございます。

1の趣旨ですが、平成26年度から実施しておりますハンター養成学校により、捕獲への参加意欲を持つ方に、狩猟免許や銃砲にかかる資格、捕獲に関する様々な知識の取得支援を行って、新たな捕獲者として参入していただくものです。

また、来年度は、新たに、これまでの養成学校修了生を対象として、現役捕獲者がマンツーマン等でOJT研修を実施いたします。

4の予算額は、500万円でございます。

6の事業目標でございますが、70名の入校生を養成したいと考えております。

6ページをお願いいたします。

こちらは捕獲した野生鳥獣の利活用を図る「信州ジビエ活用推進事業」でございます。

1の趣旨ですが、信州ジビエの消費拡大と需給の安定を図るため、平成25年度に制度を創設しました信州産認証シカ肉のさらなるブランド化、信州ジビエを活用して信州への誘客を推進するため、飲食店等と旅行業者とのマッチングに取り組むものです。

4の予算額は、2,180万円余でございますが、記載のとおり、新たにシカ肉の商品規格を見直すほか、皮や角を含めた1頭全体の利用を進めるなど、需要の拡大、消費流通の体制整備、担い手の人材育成により、生産から利用まで、各段階における積極的な取組を進めてまいりたいと考えております。

この他に、下に参考で記載いたしました、平成27年度補正予算の事業も、予算額800万円を併せて実施してまいります。

6の成果目標でございますが、信州ジビエとして活用するシカの頭数を、平成28年度には、2,540頭に伸ばしていきたいと考えているところでございます。

林務部関係、特に野生鳥獣被害対策の予算につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

平林議長

説明ありがとうございました。ただいまの説明につきましては、情報提供ということでご承知願います。

それでは、今後とも長野県の環境保全について鋭意努力していただくようお願いいたします。

次に委員の皆さんから、「その他」で何かありますでしょうか。

ご質問等がなければ、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。

司会

平林会長さん、委員の皆様ありがとうございました。

以上で本日の審議会を閉会させていただきます。

なお、次回の審議会は4月末又は5月を予定しております。日程等につきましては改めて調整させていただきます。

それでは、お気をつけてお帰りください。